

株式会社シーエス・ワンテン「コンプライアンス憲章」

平成24年6月5日制定

シーエス・ワンテンのすべての役員・社員（以下総称して「私たち」といいます）は、シーエス・ワンテンで働くものとしての誇りを持ち、ここに、このシーエス・ワンテン「コンプライアンス憲章」を遵守することを宣言します。

私たちは、シーエス・ワンテンにかかわる総ての関係者（社会・顧客・株主・従業員等）との共存・共生の理念のもと、以下のとおり、社会的責任を自覚した企業活動を行います。

1. 法令・規範の遵守

私たちは、法令や社会規範、及び社内規程・規則等を正しく理解し遵守するとともに、良識にもとづいて行動し、企業活動が社会倫理に適合したものになるよう努力します。また、私たちは、関係者（社会・顧客・株主・従業員等）の意見、批判に対して誠意をもって対応し、関係者のより一層の満足と信頼を得られるよう努めます。

2. 人権の尊重

私たちは、不当な差別や嫌がらせのない、健康的で明るい職場環境を維持するとともに、人権侵害にかかわる発言や行為に対しては、被害者の救済と再発防止のために断固たる処置をとります。また、個人情報の取扱いには慎重かつ細心の注意を払い、個人情報保護法等の法令を遵守した適正な管理に努めます。

なお、上記違反の疑いについて、上司あるいはコンプライアンス責任者に報告した者が、それを理由に不利益な扱いを受けることはありません。

3. 公正、誠実な事業活動

私たちは、公正かつ自由な競争にもとづく事業活動を行い、取引先・顧客等に対し、誠実かつ謙虚な姿勢と感謝の念をもって接するとともに、健全で良好な関係を維持します。また、職務上知り得た会社の機密情報は厳格に管理し、会社の許可なく第三者に漏洩・開示したり、業務以外の目的に使用したりしません。

さらに、私たちは、知的財産権を尊重し、会社の知的財産権を適正に保全するとともに、他者の知的財産権を不当に侵害しないよう十分な注意を払います。

4. コンプライアンス違反およびその防止のための体制構築

私たちは、シーエス・ワンテンで働くすべての人が、法令・規則、企業倫理ならびにこの「シーエス・ワンテン・コンプライアンス憲章」を含む社内規範を遵守するために、社内通報窓口の設置し、適正なコンプライアンス体制を構築します。

以上